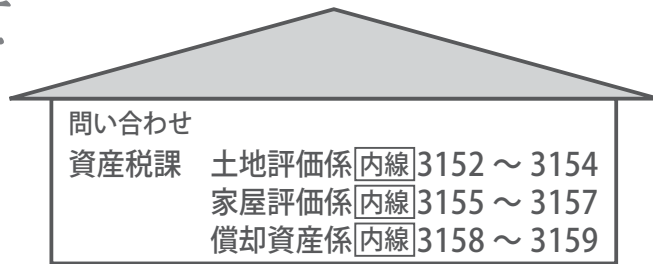


固定資産税について

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に対して課税になる税金です。

平成22年1月2日以降に家屋を取り壊したり、名義を変更した場合は、翌年(平成23年度)の固定資産税から変更になります。



● 課税明細書をご確認ください

市では、3月31日付けで固定資産税課税明細書を土地・家屋の所有者の皆さんに送付します。

特に次のことをご確認ください。なお、償却資産は、申告課税ですので課税明細書には記載されません。

【課税明細書の例】

納税義務者名 北上 太郎		共有者数 名		平成22年1月1日現在 (単位：円)					
納税管理人名									
区分	所在地		負担水準・家屋番号		家屋建築年	平成22年度評価額		税額相当額	摘要
	登記地目・家屋種類	現況地目・家屋構造	小規模	一般		平成21年度課税標準額	平成22年度課税標準額		
土	〇〇町一丁目1番1田	宅地	95%	95%		300.00 1,266,666	6,000,000 1,266,666	17,733	1
家	〇〇町一丁目1番1居宅	木造	001-001-00-00		H21	130.00	7,500,000 7,500,000	56,539 48,461	2

①現況地目

②住宅用地特例適用

③新築住宅軽減適用

👉 チェックポイント

- ① 土地の現況地目に違いはありませんか？
- ② 住宅用地特例の適用もれはありませんか？
- ③ 新築住宅軽減の適用もれはありませんか？
- ④ 壊した家屋が課税対象になっていませんか？
- ⑤ 家屋の用途が変わっていませんか？
(店舗や事務所などから住宅に変更している場合や住宅から店舗などに変更になっていないか)
- ⑥ 本人名義以外の土地や家屋が課税対象になっていませんか？(個人所有名義か、共有名義かなどもご確認願います)

※これらについてご確認いただき、ご不明な場合、違っていると思われる場合は担当係までご連絡ください。

● 住宅用地特例

住宅用地は、税負担を特に軽減する必要から特例措置が適用されます。

- ・小規模住宅用地=200㎡以下を評価額の6分の1に
- ・一般住宅用地=200㎡を超え家屋床面積の10倍までを3分の1にする特例です。

※課税明細書には、摘要の欄に「1」の数字で表示をしています。

● 新築住宅軽減

新築された住宅については、新築後一定の期間固定資産税が減額されます。

【要件】

- ・専用住宅や併用住宅であること(併用住宅は、居住部分の割合が2分の1以上のもの)
- ・床面積が50㎡(一戸建て以外の賃貸住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること

【減額される範囲】

居住部分の床面積の内120㎡分を上限に税額が2分の1に減額されます。

【減額される期間】

- ①一般の住宅(②以外の住宅)…新築後3年度分
 - ②3階建て以上の中高層耐火住宅など…新築後5年度分
- ※課税明細書には、摘要の欄に「2」の数字で表示をしています。

土地と家屋の価格等帳簿の縦覧

固定資産税の評価額などを確認していただくために帳簿を縦覧することができます。

◆と き…4月1日(木)~5月31日(月)

午前8時30分~午後5時

(土日祝日を除く)

◆ところ…資産税課(本庁舎1階)

◆対象…①納税者本人②納税者と同居している親族③納税管理人④納税者の委任を受けた人(委任状が必要です。法人の場合は、代表者印がある委任状が必要です)

◆持参するもの…印鑑、課税明細書(3月31日に送付予定)または納税通知書(5月中旬に送付予定)



春季 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬の飼い主には、市への登録と、年一回の狂犬病予防注射の接種をさせることが義務付けられています。

狂犬病は、発症した人が100%死に至る大変恐ろしい病気です。予防注射は人の命を守るため法律で定められているもので、違反すると20万円以下の罰金を科せられることがあります。

○対象…

生後91日以上の子犬

○料金…

①登録済みの犬：3,100円(注射料金)

②未登録の犬：6,100円

(注射料金3,100円、登録料金3,000円)


○必要なもの…

①登録済みの人：狂犬病予防注射受付カード
(4月上旬に送付します)

②新規登録・各種届出をする人：印鑑

※フンを入れる袋も用意してください

※死亡届や飼い主の変更届、鑑札再交付(1,600円)なども会場で受け付けます。

 事故防止のため、事前に首輪などがゆるんでいないか確認し、会場には犬をしっかりと押さえることができる人が来てください。

4月12日 日	下口内公民館	9:30 ~ 9:40
	相談屯所	9:50 ~ 10:00
	口内地区交流センター	10:10 ~ 10:25
	栂木田公民館	10:35 ~ 10:50
	上門岡公民館	11:00 ~ 11:10
	内門岡公民館	11:20 ~ 11:30
	稲瀬地区交流センター	11:40 ~ 11:55
	立花地区交流センター	13:15 ~ 13:30
	川岸公民館	13:40 ~ 13:50
黒沢尻12区公民館	14:00 ~ 14:05	

4月13日 火	黒岩地区交流センター	9:30 ~ 9:45
	平沢公民館	9:55 ~ 10:05
	臥牛農業倉庫	10:15 ~ 10:25
	更木地区交流センター	10:35 ~ 10:50
	二子地区交流センター	11:00 ~ 11:15
	才の羽々公民館	11:25 ~ 11:35
	小島崎公民館	11:45 ~ 11:55
	上野町公民館	13:15 ~ 13:30
黒沢尻東地区交流センター	13:40 ~ 13:50	


4月14日 水	高屋公民館	9:30 ~ 9:40
	成田公民館	9:50 ~ 10:05
	中大堰川公民館	10:15 ~ 10:25
	北上学童保育所たんぽぽクラブ	10:35 ~ 10:50
	飯上公民館	11:00 ~ 11:15
	岡田公民館	11:25 ~ 11:40
	村下公民館	11:50 ~ 12:00
	旭ヶ丘公民館	13:15 ~ 13:25
	黒沢尻北地区交流センター	13:35 ~ 13:45
黒沢尻8区公民館	13:55 ~ 14:05	

4月20日 火	本郷公民館	9:30 ~ 9:40
	国道4号相去パーキング(北側トイレ前)	9:50 ~ 10:05
	大谷地公民館	10:15 ~ 10:30
	日香下公民館	10:40 ~ 10:50
	三十人町公民館	11:00 ~ 11:10
	中佐野公民館	11:20 ~ 11:35
	鬼柳地区交流センター	11:45 ~ 12:00
	鬼柳1区公民館	13:15 ~ 13:30
	仲町振興会館	13:40 ~ 13:50
	ファミリー割烹「いっしょう」	14:00 ~ 14:15
	向い駐車場(大堤南)	

4月21日 水	和賀地区交流センター(和賀体育館)	9:30 ~ 9:40
	市和賀庁舎西側	9:50 ~ 10:05
	吉沢公民館	10:15 ~ 10:25
	仙人公民館	10:35 ~ 10:50
	岩沢駅前広場	11:00 ~ 11:10
	山口公民館	11:20 ~ 11:35
	和賀地区農業就業改善センター(煤孫)	11:45 ~ 12:00
	岩崎3区地域農業拠点施設	13:15 ~ 13:25
	J A 岩崎支店	13:35 ~ 13:50
	農場公民館	14:00 ~ 14:10
	新田公民館	14:20 ~ 14:30

4月22日 木	笠松公民館	9:30 ~ 9:40
	芦谷地公民館	9:50 ~ 10:00
	津村田生活センター	10:10 ~ 10:25
	後藤野公民館	10:35 ~ 10:50
	後藤公民館	11:00 ~ 11:15
	藤根1区コミュニティーセンター	11:25 ~ 11:35
	上藤根公民館	11:45 ~ 12:00
	荒屋公民館	13:15 ~ 13:25
	下藤根公民館	13:35 ~ 13:45
	中通公民館	13:55 ~ 14:05
	江釣子多目的研修センター	14:15 ~ 14:25

4月23日 金	長沼1区公民館	9:30 ~ 9:40
	和賀町保健センター	9:50 ~ 10:05
	江釣子転作営農研修センター	10:15 ~ 10:25
	佐野住宅集会所	10:35 ~ 10:40
	江釣子8区公民館	10:50 ~ 11:05
	江釣子3区公民館	11:15 ~ 11:30
	江釣子駅前	11:40 ~ 11:55
	江釣子17区公民館	13:15 ~ 13:25
	江釣子勤労者体育センター	13:35 ~ 13:45
	曾山児童公園	13:55 ~ 14:10
	鳩岡崎公民館	14:20 ~ 14:30

 市内の動物病院でも登録と狂犬病予防接種ができます。

5月16日 日	北上学童保育所たんぽぽクラブ	9:15 ~ 9:25
	鳩岡崎公民館	9:35 ~ 9:45
	江釣子駅前	9:55 ~ 10:05
	和賀町保健センター	10:15 ~ 10:30
	和賀地区交流センター(和賀体育館)	10:40 ~ 10:55
	市和賀庁舎西側	11:05 ~ 11:20
	J A 岩崎支店	11:30 ~ 11:40
	鬼柳地区交流センター	11:50 ~ 12:00
	二子地区交流センター	9:15 ~ 9:30
	更木地区交流センター	9:40 ~ 9:55
	黒岩地区交流センター	10:05 ~ 10:15
	口内地区交流センター	10:30 ~ 10:45
	立花地区交流センター	11:00 ~ 11:15
	稲瀬地区交流センター	11:25 ~ 11:35
	相去地区交流センター	11:45 ~ 12:00

※受付カードには日程が記載されていませんので、この広報または市ホームページでご確認ください。

※受付カードに簡単な問診があります。あらかじめ記入し持参してください。

ルールとマナーを守り 責任を持って飼いましょう

愛犬と毎日楽しく暮らしていても、誰かに迷惑をかけているのは正しい飼い方とはいえません。フンの始末に対する市への苦情は後を絶ちません。特にこの季節は、雪解けとともに道端にフンが現れるようです。

みんなが気持ちよく暮らせるよう、フンは必ず持ち帰り、おしっこも人家の玄関先ではさせないようにしましょう。

※犬のフン害防止看板をクリーン推進課窓口で無料配布しています。

問い合わせ クリーン推進課
内線 3434